

## デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）（素案）

### 1 目的

デジタルアーカイブ社会の実現のため、所在等の情報を含むメタデータの流通によりデジタルコンテンツの発見可能性を高めるとともに、その発見されたデジタルコンテンツがどのような条件下で利用できるのか、わかりやすく示すことが求められている。

現状は、それぞれのデジタルアーカイブにおいて独自の利用条件を定めており、活ユーザー（ユーザ）がどのような用途でどのように利用できるのか、すぐに理解できるようにはなっていない。また、英語で利用条件を発信できているものもほとんどない。グローバルな活用を促す観点からも、一定程度標準化された分かりやすい利用条件表示が求められている。

○世界的には、デジタルコンテンツの二次利用条件としては、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）及びパブリック・ドメイン・ツールが最も普及している。加えて、デジタルアーカイブ分野に特有の事情から、それらで足りない部分を補うため、Europeana、DPLA、クリエイティブ・コモンズの三者が中心となり、共同で権利表示（Rights Statements）として、各機関が所蔵するコレクションの著作権のステータス及びその利用条件を簡易に表記するためのマークを開発している。

○我が国のデジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示について、国際的に普及しているライセンスやマークを踏まえつつ、我が国独自に必要なものはないかも含め、検討を行った。検討に当たっては、有識者からのヒアリングを参考にした（ヒアリング概要（前回資料）を参考資料として添付予定）。

本資料の二次利用条件表示のマークの対象は、デジタルアーカイブの対象となる元の作品自体ではなく、アーカイブ機関が作成したデジタルコンテンツに関して生じうる著作権等の権利を専ら対象として検討している。また、ここでいう二次利用とは、デジタルコンテンツの公開・提供に際して、それを第三者に利用させる条件のことをいう。

本資料は、2019年1月時点の状況を踏まえて作成したものであり、今後のデジタルアーカイブを取り巻く環境の変化に応じて、適時見直しが求められるものである。

### 2 二次利用条件設定に当たっての基本的な考え方

「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」から関係箇所を抽出し、デジタルアーカイブの提供側が二次利用条件の表示を検討するに当たっての考え方を示す。第5回本委員会の生貝構成員発表資料を踏まえ、必要に応じてガイドラインの内容を修正（見え消しで表示）。

アーカイブ機関は、自ら作成・保有するデジタル情報資源について、二次利用の条件も含めてどのように公開し提供していくのかについて、著作権等に配慮したうえで自ら決定して共有・発信することができる。ただし、公的機関が著作権を保有するもの又は公的助成

により作成されたデータに関しては、できる限り広く活用可能な形で共有・発信していくことが求められる。(ガイドライン p.14)

(公開ポリシーの考え方)(ガイドライン p.14 を少し改変・要約)

アーカイブ機関は、自らが作成・保有するデジタル情報資源について、それぞれ種類ごとに公開範囲を決めるとともに、第三者が二次利用する場合の条件についても決めることができるし、決める必要がある。その際、デジタルコンテンツが持つテーマや品質などによって公開範囲や利用条件を分けて決定してもよい。

(二次利用条件表示の考え方)(ガイドライン p.16)

利用条件付与の検討においては、先ず当該データの権利の状態を確認する必要がある。アーカイブ機関のみが権利を有するデータの場合は、自らがその二次利用の条件を設定することができる。第三者が権利を部分的にせよ有し、かつ包括的な許諾などがなされていない場合は、どのような条件の利用とするかについては、当該第三者と協議し、合意と許諾を得る必要がある。

なお、二次元の作品を正面から撮影した場合や、三次元の作品であっても三面図的に記録した場合は、**新たな創作表現がないとして、撮影者やデータ作成者の著作権が原則として認められない場合も多いと考えられる。**ただし、特定の角度、照明等により撮影者の芸術表現として撮影された写真等、撮影者の創造性が認められる場合は、撮影者の著作権が発生する場合があることについて、注意が必要である。

著作権の保護期間が満了しているコンテンツを撮影したもので、かつ写真撮影者にも著作権が発生しない画像データや、創造性のないメタデータなど、著作権法による保護対象とならないデータについては、原則として権利の問題は発生せず、営利・非営利を問わず誰でも自由に利用可能とされている。ただし、プライバシー権や「**死後の**」著作者人格権等への配慮が必要な場合があることに留意しなければならない。

著作権法による保護の対象とならないデータであっても、そのデータの活用においては、**作品や作者への敬意を示すと共に、**データ提供元の各アーカイブ機関やデータ作成者等の貢献について社会的に広く認知してもらうため、また、データの信頼性を担保するため、活用者に対して、二次利用に際し出典や所蔵館等の表記を正確な形で行ってもらえるよう、**更に第三者に誤解を招く改変などは行わないよう**望ましい表記事項等のお願いをアーカイブ機関がウェブ上に掲載することは考えられる。

### 3 望ましい二次利用条件表示

第5回本委員会及び有志会合での議論を受けての提案。

デジタルコンテンツの二次利用条件を表示するライセンス又はマークとしては、次のものを利用することが望ましい。

・国際的に普及しているパブリック・ドメイン・ツール及びCCライセンス。特に、PDM、CC0、CC BY を強く推奨する。

・ Right Statements からは、著作権あり、著作権あり 教育目的の利用可、著作権なし - 他の法的制限あり、著作権未評価のマーク。

・ 日本独自表示としては、裁定制度を利用した著作物であることがわかるマーク（著作権未決定-日本孤児著作物）。

なお、パブリックドメインツールは、著作権の権利放棄又は保護期間満了を示すツールであり、CC ライセンスは、自ら著作権を持っている作品について、このような条件であれば二次利用してよいということをライセンスするための仕組みである。一方、Right Statements は、アーカイブ機関自身がライセンスではないが統合ポータル上で検索利便性のため、どういった二次利用条件に当てはまるか簡易に表現されたもので、ポータルの参加館が自ら選択するものである。

表1 推奨する二次利用条件表示一覧(参考:Europeana での採用状況)

	種類	解説	推奨候補	Europeana採用状況
PDツール	CC0	著作権法上認められる、その者が持つすべての権利(その作品に関する権利や隣接する権利を含む。)を、法令上認められる最大限の範囲で放棄して、パブリックドメインに提供すること意味する。		
	PDM	著作権による制限がなく、自由に利用可能であることを意味する。		
CCライセンス	CC BY (表示)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス。		
	CC BY-SA (表示-継承)	原作者のクレジットを表示し、改変した場合には元の作品と同じライセンスで公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。		
	CC BY-ND (表示-改変禁止)	原作者のクレジットを表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用(転載、コピー、共有)が行えるライセンス。		
	CC BY-NC (表示-非営利)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。		
	CC BY-NC-SA (表示-非営利-継承)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。		
	CC BY-NC-ND (表示-非営利-改変禁止)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるライセンス。		
Rights Statements	IN COPYRIGHT (著作権あり)	公開した者自身が著作権者であるか、著作権者から利用許諾を得ているか、または何らかの権利制限規定のもとで利用する。		
	IN COPYRIGHT - EU ORPHAN WORK (著作権あり-EU孤児著作物)	著作権は存在するものの、EU孤児著作物指令(Directive 2012/28/EU)に基づいて孤児著作物とされた場合に用いる。		
	IN COPYRIGHT - EDUCATIONAL USE PERMITTED (著作権あり-教育目的の利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、教育目的の利用が認められた場合に用いる。		
	IN COPYRIGHT - NON-COMMERCIAL USE PERMITTED (著作権あり-非営利目的の利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、非営利目的の利用が認められた場合に用いる。		
	IN COPYRIGHT - RIGHTS-HOLDER(S) UNLOCATABLE OR UNIDENTIFIABLE (著作権あり-著作権者不明)	著作権は存在するものの、一定の合理的な調査を経ても、著作権者が判明しないか、または連絡先がわからない場合に用いる。		
	NO COPYRIGHT - CONTRACTUAL RESTRICTIONS (著作権なし-契約による制限あり)	パブリックドメインになっているものの、第三者の利用については契約で何らかの制限が課されている場合に用いる。このマークを用いる場合には、契約による制限の具体的な内容を示す必要がある。		
	NO COPYRIGHT - NON-COMMERCIAL USE ONLY	すでに著作権は消滅しているものの、公的機関と民間企業の協定により、非営利目的の利用に制限してデジタル化した場合に用いる。背景としては、特		

	(著作権なし-非営利目的のみ利用可)	にヨーロッパの図書館とGoogleとの間の協定を想定したものだが、他の類似のケースにも適用される。		
	<b>NO COPYRIGHT - OTHER KNOWN LEGAL RESTRICTIONS</b> (著作権なし-他の法的制限あり)	すでに著作権は消滅しているものの、他の法的制限により自由な利用ができない場合に用いる。このマークを用いる場合は、法的制限の具体的な内容を示す必要がある。		
	NO COPYRIGHT - UNITED STATES (著作権なし-米国の法律上)	アメリカ合衆国の法律で、パブリック・ドメインになった場合に用いる。		
	<b>COPYRIGHT NOT EVALUATED</b> (著作権未評価)	著作権の状態が不明で、表示者が著作権の状態を決定するための調査を尽くしていない場合に用いる。		
	COPYRIGHT UNDETERMINED (著作権未決定)	著作権の状態が不明で、かつ著作権の状態を決定するための調査を尽くしたが、判明しなかった場合に用いる。		
	NO KNOWN COPYRIGHT (知る限り著作権なし)	表示者において、著作権その他の権利がないと信じるだけの合理的な理由があるものの、著作権がないという決定まではできない場合に用いる。		
日本独自の表記案	PD50(No Copyright Japan=PD50) (案) (著作権なし-日本での保護期間満了)	日本の著作権保護期間である50年が過ぎた著作物に用いる。		
	<b>COPYRIGHT UNDETERMINED - JP ORPHAN WORK(案)</b> (著作権未決定-日本孤児著作物)	裁定制度による利用の場合に用いる。許諾を得ようとしても許諾を得ることができない場合に、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができる。		
	IN COPYRIGHT - ○○○○ USE PERMITTED(案) (著作権あり-図書館送信)	著作権法 第三条第三項 図書館送信		
	IN COPYRIGHT - ○○○○ USE PERMITTED(案) (著作権あり-美術・写真のサムネイル発信)	著作権法 第四七条 美術・写真の著作物のサムネイル発信		

(注) DPLA (Digital Public Library of America) では、CC ライセンスと Rights Statements を併用。  
(出典) デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」平成 29 年 4 月 (p.32)、RightsStatements.org のウェブサイト  
<<http://rightsstatements.org/page/1.0/?language=en>>、Europeana のウェブサイト  
<<https://pro.europeana.eu/page/available-rights-statements>>、五常法律事務所のウェブサイト  
<<https://www.gojo-partners.com/column-ps/2024/>>に基づき作成

#### 4 二次利用条件表示に関する留意事項

ガイドライン及び第 5 回の生貝先生コメントを踏まえ、必要に応じてガイドラインの内容を修正（見え消しで表示）

(利用条件の表示方法)(ガイドライン p.16-17)

利用条件の表示においては、ウェブページに利用条件のマークを示して目で見て分かるようにするだけでなく、機械的に解読可能な形式でも提供できるようにする必要がある。特に、コンテンツの利用条件表示においては、コンテンツのデータファイル自体に記述するだけでなく、メタデータの項目にも利用条件の情報を保持することが望ましい。このためには、メタデータに、コンテンツごとの利用条件を追加する必要がある。各コンテンツに一つ一つ利用条件を追加するのが困難な場合は、一括して処理できるよう、権利等の状態が同じコンテンツのメタデータをまとめて管理しておくといよい。

また、利用条件や権利の内容についての情報を提供するページへのリンクがあることが望ましい。また、リンクページにおける説明は、日本語のみでなく、多言語（英語等）で用意されていることが望ましい。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスや CC0 を適用する対象は、本来、著作権の保護対象であるため、著作権保護期間が満了している所蔵作品のデジタル化データにそれらを

適用する場合は、その所蔵作品の**作者著作権者**がアーカイブ機関であるなどの誤解を招くことがないように、アーカイブ機関がそのデータに関してどのような権利を保有しているか（例えば、**作品自体ではなく、作品を創作的に撮影した写真の著作権者である創作性のある写真の撮影者としての著作権を有する等**）を明記することが望ましい。

（利用条件表示の検討に当たっての留意点）（ガイドライン p.18-19）

単なる事実や数値を記述しただけのデータであれば、著作物性が認められ**ない余地はきわめて低い**ため、著作権保護の対象には**ならないと考えられる**。編集著作物やデータベースの著作物と認められる場合であっても、素材となるデータに著作物性がない場合は、データそのものを**抽出的に**利用することは著作権法の観点からは制限されないことに留意する（「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」参照）。一方で、著作物性の有無について活用者が逐一厳密に判断することは困難であり、また、著作物性の判断基準は国によっても異なることから、誰もがグローバルに確実に自由利用可能であることを担保するため、ここでは、メタデータに関して、確認的な意味を含めてCC0の適用が望ましいとしている。

CC0とは、全ての著作権等の権利を放棄することを意味する。これは、著作権に基づいて訴訟を起こす権利、逸失利益等が出て損害賠償を求める不法行為に基づき訴訟を起こす権利**等**も含めて放棄し、著作者人格権など放棄できない権利については行使しないことを約束するといったことを意味する**などが含まれる**。最近、**海外のデジタルアーカイブでは、創作性の有無に疑いの生じ得るパブリック・ドメインのデジタル複製物に関しては、CC0が推奨されており、実際、多くのアーカイブ機関では非常に大規模にCC0の表示を採用する例が増加している（メトロポリタン美術館、アムステルダム国立美術館、シカゴ美術館など）**。

~~著作物性のあるデータであっても、著作権保護期間が満了している場合は、できる限り、PDMを表示するなどして、自由な二次利用が可能であることを明示することが求められる。ただし、現時点では、我が国で著作権保護期間が満了していても、欧米等では保護期間内である作品も多く存在するため、PDMを表示する際は、少なくとも著作者の死後70年以上経過するなどして、海外においても著作権保護期間が満了していると考えられるものに対して付与する必要があることに留意しなければならない。~~

デジタルコンテンツにクリエイティブ・コモンズ・ライセンスやCC0等を適用するに際しては、アーカイブ機関自身が、デジタルアーカイブの対象となる元の作品の権利者であるなどの誤解を招くことが無いよう、あくまでライセンスや権利放棄の対象となる権利は、当該デジタルコンテンツに関して、アーカイブ機関自身が有する著作権等の権利であることを分かりやすく示すことが望ましい。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の著作権ライセンスは、著作権者が自ら保有する権利の利用許諾を行うものであるため、著作権保護期間が満了している**コンテンツ作品を忠実に複製したデータ**や、著作物としての要件を満たさない創作性のないデータなどに

適用したとしても、その二次利用に著作権法による保護を超えた追加的な制約を課すものではないことに留意が必要である。

なお、我が国の著作権法上保護期間が満了したものや、著作権者不明等の場合の裁定制度に基づき利用されているものについて、現在のところ、統一したマーク等の利用条件表示の手段が存在せず、**クリエイティブ・コモンズ・ライセンス**や**パブリック・ドメイン・ツール**のように、海外の活用者にも理解が容易な、機械による判別が可能な仕組みを用意することが難しい点が、今後の課題である。

このほか、アーカイブ機関で利用条件を検討するに当たっては、**著作権のほか**—肖像権、パブリシティ権、プライバシー権<sup>1</sup>等の諸権利にも留意が必要である。

また、利用条件の検討において、セキュリティポリシーとの関係で本来問題のない公開が妨げられることがないよう、所蔵資料・収蔵品の目録等の情報については、広く共有されることが望ましいという観点から検討を行い、自らの組織のデータ保全を行うという観点とは切り分けた判断を行うことが求められる。

(著作権法改正を巡る最近の動向)

留意事項として、デジタルアーカイブに関する、最近の著作権法改正の動向についても、本資料に乗せるのがよいとの指摘があることから、ここに追記予定。(47条美術館のサムネイル画像のインターネット発信、67条国・地方公共団体等の裁定制度の利用における供託金不要化等)

## 5 ジャパンサーチでの権利表示の在り方

検索結果において、デジタルコンテンツの二次利用条件が簡単に分かるよう、かつ、検索の絞込みでも使えるようにする必要がある。特に、検索結果での表示においては、一目で活用者が用途別、利用条件別に一目で分かるよう、早見表を付ける。

○英語の権利表示も用意する。

(参考：現在のシステムの仕組み)

データベース定義に「コンテンツの権利区分(選択式)」と「コンテンツの権利表示(自由記入、html対応)」の項目があり、一括登録が可能。データベース定義と異なるデジタルコンテンツの場合は、コンテンツ単位で書き換えができるよう、共通項目ラベルにも同じく「コンテンツの権利区分(選択式)」と「コンテンツの権利表示(自由記入、html対応)」がある。

現時点のコンテンツの権利区分の選択項目

- 1) 自由な二次利用可
- 2) 制限付き二次利用可

<sup>1</sup> 公文書館が個人情報を一定期間公開しない措置を取る際の基準については、参考資料「確認すべき標準・ガイドライン等」にあげている「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」の別添の情報が参考になる。

### 3) 二次利用不可

( ジャパンサーチにおける設定 )

「コンテンツの権利区分(選択式)」として、本資料で推奨する13の項目及び「その他」を選択可能とする。

「コンテンツの権利表示(自由記入)」では、CCライセンスのバージョン、詳細な利用条件を示した独自のページがあればそのURL、その他留意事項を記述可能とする。

( ジャパンサーチの検索結果の表示 )

ジャパンサーチの検索結果の詳細画面においては、用途別での利用方法をわかりやすく示すため、早見表を用いる。

検索結果の絞り込みにおいても、同じものを活用する。

【現時点のデザイン案】

用途 : 「教育」「非商用」「商用」

利用条件 : 「利用可」「条件あり」「利用不可」

一目瞭然となるよう、×等の記号を用いる、色による工夫が必要との指摘あり。

CC BY-SA 3.0		
利用目的別の早見表		
教育利用	非商用利用	商用利用
利用可	利用可	条件あり

表2 早見表における13項目との対応表

= 利用可、 = 条件付き利用可、 × 利用不可

	教育利用	非商用利用	商用利用
CC0			
PDM			
CC BY			
CC BY-SA			
CC BY-ND			
CC BY-NC			×
CC BY-NC-SA			×
CC BY-NC-ND			×
著作権あり	×	×	×
著作権あり - 教育目的の利用可			×

著作権なし - 他の法的制限あり			
著作権未評価	×	×	×
著作権未決定 - 裁定制度利用著作物	×	×	×

= =

(別紙) 検討のためのプロセス表 (作成中)

フローチャート図を用意するよう要望があったため、作成中。イメージとしては、二次利用条件表示を設定する際に確認する事項と手順を示すようなものを用意する予定。